総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和4年11月10日(木曜日)

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時26分 散会

付託事件

(1) 令和4年陳情第2号

- (2) 令和4年陳情第6号
- (3) 所管事務調査

- 1 本日の会議に付した事件
 - (1) 陳情審査
 - ① 令和4年陳情第2号 「水戸デマンド型乗合タクシー」の実現を求める陳情
 - ② 令和4年陳情第6号 広報紙等配布委託に関する陳情
 - (2) 報告事項
 - ① 旧千波市民センターの利活用方針について
 - ② 茨城県議会議員一般選挙の投・開票について
- 2 出席委員(6名)

委 員 長 倉 富士男 君 副委員長 君 高 佐 藤 昭 雄 委 員 田 中 真 己 君 委 員 大 津 亮 君 \equiv 員 栗 原 文 降 君 委 員 福 島 辰 君

- 3 欠席委員(なし)
- 4 委員外議員出席者(なし)
- 5 説明のため出席した者の職,氏名

市長公室長 小田木

政策企画課長 Ш 孝 光 君 交通政策課長 Ш 悟 君 宮 上 デジタル みとの魅力 イノベーション 君 北 條 佳 孝 出 沼 大 君 発信課長 課 長 総務部参事兼 総務部長 袁 部 孝 雄 君 熊 田 瑞 君 泰 行政経営課長 総務法制課長 上垣外 泰 之 君 人事課長 安 里 裕 行 君 市民課長 財産活用課長 加 藤 富 寛 君 渡 邊 徳 子 君 財務部長 白 田 敏 範 君 税務事務所長 Ш 津 英 臣 君

秘書課長

篠

原

芳

之

君

君

治

健

	税務事務所 参 事 兼 市民税課長	佐々	木	信	也	君	財 政 課	! 長	佐	藤	直	明	君
	契約検査課長	鈴	木	和	男	君	資産税	課長	浅	野	_	志	君
	収税課長	高	安	正	紀	君							
	市民協働部長	JII	上	幸	_	君	市民協作 副 部 (文化交流 事務取	長 課長	小	嶋	いつ	み	君
	市民協働部技監	太	田	達	彦	君	市民協信参事市民生活	兼	白	石	嘉	亮	君
	市民協働部 参 事 新 市民会館 整 備 課 長	須	藤	文	彦	君	市 民 協 f 参 事 スポーツ	兼	柏		直	樹	君
	市民協働部 技 監 兼 体育施設整備 課 長	青	山	和	夫	君	市 民 協 f 参 事 男女平等 課	兼	石	塚	美	也	君
	防災・危機 管 理 課 長	小	林	良	導	君	生活安全	課長	村	沢	晶	弘	君
	生活環境部長	佐	藤	則	行	君	生活環境 事衛生事業	兼	黒	澤	純一	郎	君
	環境保全課長	坪	井	正	幸	君	ごみ減量	課長	栗	原	千	尋	君
	廃棄物対策 課 長	荻	沼		学	君	清掃事務	所長	武	田	和	馬	君
	会計管理者兼会 計 課 長	小 田	木	義	弘	君							
	選挙管理委員会事務局長	外	岡	淳	_	君							
	監查委員事務局長	和田	1		隆	君	監査委事務局	· 員 欠長	永	井	誠	_	君
	議会事務局長	天	野	純	_	君	総務課	長	加	藤	清	文	君
	議事課長	大	嶋		実	君							
6	事務局職員出席者												
	議事係長	武	井	俊	夫	君	書	記	島	田	祐	輔	君

6

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、陳情審査を行います。

令和4年陳情第2号 「水戸デマンド型乗合タクシーの実現を求める陳情」を議題といたします。

それでは、本陳情につきまして、御意見等がございましたら、発言を願います。

大津委員。

○大津委員 令和4年陳情第2号 「水戸デマンド型乗合タクシー」の実現を求める陳情ということで、様々、いろいろ、調べたりだとかで今に至っているわけでございますが、採決をしていくことで進めていただければと思っております。

先般の議会においても、1,000円タクシーの名称を10月1日から水都タクシーという名称に変えながら、現行の8地区から11地区に拡大して、市民の移動手段を確保するということで、市内の全域にそういった整備がなされたということであります。そういった部分をこれから運用しながら、様々状況を見て、それで、今後、さらにどういった方向に進めればいいのかという部分も考えていくべきだと思っておりますので、私はこの陳情に対しては否決というふうに考えておるんですけれども、その辺のことで委員長にお諮りのほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

田中委員。

○田中委員 今日採決ということであれば、私は従来から陳情趣旨に賛成し、採択を求めておりましたので、 賛成の立場で意見を申し上げたいと思います。

水戸市が行っている1,000円タクシー、それ自体は住民ニーズに一定応えるものではあると思うんですけれども、割高感であるとか、目的地が制限されることですね。運用の改善はしつつも、まだ十分要望に応え切れていないと思っております。

一方, まちなかでもバスの便が, 路線が走っている地域でも日中の1時間につき1本に設定しているとか, いろんなことが起きておりますし, 現実には, 玄関先から病院とか, 買物とか, 不便に感じている高齢者が たくさんいらっしゃいます。

先日の1万人アンケートでも、そういう地域交通の充実が一番強い要望でもありましたので、そういうことから見ましても、この陳情の趣旨、デマンド型交通システムを市内全域でやってほしいということは、妥当なものだと思いますので、賛成をしたいということで意見とします。

○高倉委員長 それでは、お諮りをいたします。ただいまの令和4年陳情第2号を採決することにしたいと 思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 御異議なしと認め、これより挙手によりまして、採決をいたします。

令和4年陳情第2号 「水戸デマンド型乗合タクシー」の実現を求める陳情につきまして、採択することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○高倉委員長 挙手少数であります。

よって、令和4年陳情第2号は不採択とすべきものと決しました。

本陳情の審査結果につきましては、次の本会議に報告してまいります。

なお,委員会報告書の作成については,正副委員長に御一任願いたいと思いますが,これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

以上で、令和4年陳情第2号に関する審査を終わります。

次に、令和4年陳情第6号 広報紙等配布委託に関する陳情を議題とします。

それでは、本陳情につきまして、御意見等がございましたら、発言を願います。

福島委員。

- ○福島委員 本件につきましても採決をお願いしたいと思います。
- **〇高倉委員長** ほかにございますか。

田中委員。

〇田中委員 この件,非常に長文の陳情が出て,私も詳細に読ませてもらいましたし,執行部にいろいろヒ アリングもいたしました。

町内会の広報紙等配布に関わる住みよいまちづくり推進協議会からの委託料ですか、その扱いをめぐってのトラブルが発端だというふうには理解をいたしましたが、改善すべきものはあると思います。市とまちづくり推進協議会と各町内会との関係で改善すべきものはあると思うんですが、その扱いをめぐって告発だとかは、本来親睦団体ですし、水戸市と友好な関係を結ぶべき町内会と敵対関係になるのは、私は望ましくないというふうに思っておりますので、そういう点では、この動機については理解できる部分もあるんですけれども、趣旨については賛同できないので、そういう意見としておきたいと思います。

以上です。

○高倉委員長 それでは、お諮りをいたします。ただいまの令和4年陳情第6号を採決することにしたいと 思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 御異議なしと認め、これより挙手によりまして、採決いたします。

令和4年陳情第6号 広報紙等配布委託に関する陳情につきまして、採択することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○高倉委員長 挙手なしであります。

よって、令和4年陳情第6号は不採択とすべきものと決しました。

なお、本陳情の審査結果につきましては、次の本会議に報告してまいります。

また,委員会報告書の作成につきましては,正副委員長に御一任願いたいと思いますが,これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

以上で, 陳情審査を終わります。

次に、報告事項の説明を行います。

(1)の旧千波市民センターの利活用方針について、執行部から説明を願います。

白石参事兼市民生活課長。

〇白石市民協働部参事兼市民生活課長 旧千波市民センターの利活用方針について,市民生活課及び財産活用課提出の資料に基づいて御説明させていただきます。

1のこれまでの経緯でございますが、旧千波市民センターにつきましては、令和4年3月に移転改築事業の完了後、建物を解体し、更地にした上で売却処分をするという方針としておりましたが、このたび民間事業者から、既存建物を有効活用して、事業を実施したいとの要望提案がございましたので、要望提案を踏まえ、利活用方針について再検討を行ったものでございます。

(1)の旧千波市民センターの施設概要でございますが、所在地は水戸市千波町1396番地の4、建築年は昭和57年、構造は鉄骨造り2階建て、敷地面積は1、387.72平方メートル、延べ床面積499.29平方メートルでございます。

(2)の民間事業者からの要望提案の内容の主なものといたしましては、既存建物を有効活用して、多機能型地域福祉交流拠点及び地域開放型交流スペースとしての活用や、有償による賃貸借などでございます。

2の新たな利活用方針といたしましては、民間事業者からの要望提案を受け、内容を精査しましたところ、 市の施策である市民福祉の向上に効果があること、市の新たな財政負担がないことから、これまでの解体撤 去、売却処分の方針を見直し、既存建物を有効活用し、広く一般に事業提案型公募を行って、事業者を選定 し、市民福祉に寄与する事業を実施する民間事業者に貸し付けることといたします。

3の事業提案型公募の概要といたしましては、(1)の公募に当たっての条件等につきまして、(ア)の事業提案に求める事業といたしまして、市民福祉の向上に資する事業であること、施設が地域住民にも開かれ、コミュニティ活動をはじめ、地域交流を促進に資する事業であること、事業の実現性や継続性が高いこと、以上の3点を満たすこととしております。

また, (イ)の施設の貸付けに関する条件といたしましては,事業者は旧市民センターの主要構造部を再利用するものとしまして,事業者負担により事業目的に応じた施設の改修工事,内外装工事,設備工事等を行うことができることとして,土地及び建物の貸付料は,行政財産使用料徴収条例に基づいて算出されます,土地及び建物の使用料の金額である年額241万2,000円を事業提案の最低額として設定することなどを求めてまいります。

2ページを御覧ください。

(2)の選定方法につきましては、事業者選定委員会を組織し、提案内容を総合的に審査した上で選定して

まいります。

4の今後のスケジュールといたしましては、令和4年11月下旬を目途に地元説明を行い、令和4年12月上旬から実施要領の配布や、資料閲覧などの公募公告を開始いたしまして、令和5年1月末までを公募期間として設定してまいります。その後、参加条件の審査やプレゼンテーション、提案事業の評価などを行いまして、令和5年2月下旬を目途に事業者を選定し、令和5年3月下旬を目途に賃貸借契約を行ってまいります。

なお、3ページに旧千波市民センターの地図、4ページに配置図、5ページに1階平面図、6ページに2階平面図を添付しましたので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

- ○高倉委員長 それでは、内容につきまして、御質問等がございましたら、発言を願います。 田中委員。
- **〇田中委員** この民間事業者からの提案というのは、具体的にはどういう団体なのか、差し支えなければ教 えていただきたいと思います。その事業者も含めて公募に付すので、その人が選ばれるかどうかは分からな いんだと思うんですが、どういう経過でこういう提案になったのかというのが1つです。

それから、耐震性が、建築年がかなり古いんですけれども、建物としての耐震性の確保だとか、そういう 課題はないんでしょうか、あわせてお答えください。

- 〇高倉委員長 白石市民生活課長。
- **〇白石市民協働部参事兼市民生活課長** こちらの経過でございますが、今年の夏に市内の法人から、御説明いたしました内容について提案があったものでございまして、それを踏まえて、内部で検討したものでございます。法人名でございますが、今後公募を実施いたしますので、具体的な名前は差し控えさせていただきます。

2番目の御質問,耐震性についてなんですけれども,こちらの建物,昭和57年以降の建物でございますので,耐震性につきましては問題ございません。

以上でございます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、(2)の茨城県議会議員一般選挙の投・開票について、執行部から説明願います。

外岡選挙管理委員会事務局長。

〇外岡選挙管理委員会事務局長 茨城県議会議員一般選挙の投・開票について,選挙管理委員会事務局提出 資料により御説明いたします。

1の選挙期日等でございますが、今回の選挙の告示日は令和4年12月2日金曜日で、投票日は令和4年12月11日日曜日でございます。投票時間は午前7時から午後7時までで、投票所は市内75か所でございます。開票は、リリーアリーナMITO(青柳公園市民体育館)で午後8時15分から即日開票いたします。

2の選挙区及び選挙すべき人員ですが、選挙区は水戸市と城里町を含めた区域が選挙区となります。選挙 すべき人員は6人です。

3の期日前投票ですが、設置期間は12月3日から12月10日までの8日間です。期間中、期日前投票 所を表記載のとおり、市役所を含め6か所に設けてまいります。投票時間は市の施設が午前8時30分から 午後8時までで、民間施設の茨城県トラック総合会館とエクセルみなみが午前10時から午後8時までです。 また、大学期日前投票所を12月6日と12月8日に1日限定で、茨城大学と常磐大学に設置いたします。 投票時間は、午前10時から午後5時までです。

4の選挙権ですが、今回の選挙で投票できる方は、平成16年12月12日以前に生まれた方で、令和4年9月1日までに水戸市の住民票に記載され、水戸市の選挙人名簿に登録されている方になります。水戸市から茨城県内に転出された方も水戸市の選挙人名簿に登録されている方は投票することができます。

裏面を御覧願います。

5の感染症対策ですが、国及び県の通知などを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策に取り組みます。 投票所及び開票所における取組としましては、管理者、立会人及び事務従事者のマスク着用の徹底、そして、アルコール消毒を設置しまして、手指消毒を呼びかけます。選挙人と対面する場所には、飛沫感染防止用のパーテーションの設置や定期的に換気をすることなどの対策を行ってまいります。有権者に対しましても、市のホームページ、そして、投票所入場整理券に同封するチラシなどを活用しまして、投票所で実施している感染防止対策の内容や、持参した筆記具を使用できることを周知するとともに、過去の選挙における投票所の混雑状況の情報提供を行ってまいります。

6の特例郵便投票ですが、新型コロナウイルス感染症で宿泊、自宅療養などをしている方は、郵便などで 投票を行う特例郵便投票ができます。対象となる方は、新型コロナウイルス感染症の患者等に該当する選挙 人で、投票用紙などの請求時において、外出自粛要請または隔離・停留の措置に係る期間が令和4年12月 3日から12月11日までの期間にかかると見込まれる方です。この特例郵便投票を希望される方は、 12月7日までに選挙管理委員会に郵便などで投票用紙を請求していただくことが必要となります。

参考としまして、下段に令和4年9月1日定時登録時の選挙人名簿登録者数と、前回の県議選の投票状況を記載しておりますので、御参照をお願いいたします。

選挙管理委員会事務局からは以上でございます。

- ○高倉委員長 それでは、内容につきまして、御質問等がございましたら、発言を願います。 福島委員。
- ○福島委員 第1点は、水戸市選挙区ということで、水戸市と城里町が1つの選挙区になるわけですよね。 そうしますと、これ、水戸市の公営掲示板は何か所あるんですか。それと、城里町の公営掲示板は何か所あるんですか。

それから、開票場所は、水戸市は先ほど聞いたように青柳、そうすると、城里町はどこか。それを1つに して発表するんでしょう、これ、当選確実かどうかは。当然、城里町は城里町でこっちはこっちということ ではないでしょう。そうすると、その集計する、あわせた票はどこで確認するんですか。

〇高倉委員長 外岡選挙管理委員会事務局長。

〇外岡選挙管理委員会事務局長 福島委員の御質問にお答えします。

まず、ポスター掲示場の数でございますが、水戸市に関しましては536か所でございます。次に、城里町に関しましては102か所で、あわせまして638か所となります。

次に、開票する場所でございますが、水戸市に関しましては、こちらに書いてあるとおりリリーアリーナ、 城里町に関しましては、城里町の選挙管理委員会で開票場所のほうを決定いたしまして、城里町の地域の住 民の方が投票所などで投票されたものを、指定された開票所のほうで開票するというような流れになってま いります。

そして、開票された水戸市と城里町の結果についてですけれども、そちらを12月12日に城里町の選挙管理委員会から水戸市の選挙管理委員会のほうに報告を受けまして、検収をいたします。そして、さらに12月13日火曜日なんですけれども、その結果を基に被選挙権などや得票数などを確認した後、選挙会を開催いたしまして、そこで当選人を決定する流れになっております。

説明は以上でございます。

- 〇高倉委員長 福島委員。
- **○福島委員** そうすると、水戸市で公営掲示板は536、城里が102で、合計638。そうしますと、ポスター等は同一なんですか。水戸市へポスターを提示して確認を受ける、また、城里は城里町に立候補の届出とポスターの確認をすると、これはどうなっているんですか。
- 〇高倉委員長 外岡選挙管理委員会事務局長。
- ○外岡選挙管理委員会事務局長 福島委員の御質問にお答えします。

今回の選挙に関する立候補の受付に関しましては、水戸市の選挙管理委員会のほうで立候補の受付をすることになっております。城里町を含めまして、水戸市のほうで受付をするという形になります。

- 〇高倉委員長 福島委員。
- **○福島委員** そうすると、立候補の届出は水戸市だけでよろしいということですね。城里町に対する候補者 の意思表示というのはどこでやるんですか。
- 〇高倉委員長 外岡選挙管理委員会事務局長。
- **○外岡選挙管理委員会事務局長** 12月2日の告示日に立候補届出を受付し、午後5時になりまして、受付を終了いたしましたらば、城里町の選挙管理委員会のほうに、そちらのほうを報告するような形になります。 そして、その後、城里町及び水戸市のほうで、告示の写しを送るという形で、城里町の掲示板などにも告示されるというような流れになってまいります。
- 〇高倉委員長 福島委員。
- ○福島委員 そうすると、開票結果は別々ですよね。どこで集計するんですか。
- 〇高倉委員長 外岡選挙管理委員会事務局長。
- **〇外岡選挙管理委員会事務局長** 12月11日の投票が終わった後に即日,水戸市に関しましては,リリーアリーナMITOで開票を開始いたします。城里町に関しましては,指定された開票場所,城里町の選挙管理委員会が決めた開票場所で結果を集計するという形になります。

それを基に翌日、12月12日月曜日なんですけれども、開票した結果を城里町の選挙管理委員会が水戸

市の選挙管理委員会のほうに、選挙立会人などを署名した選挙録などを含めまして、水戸市のほうに報告するというような流れになってまいります。

- 〇高倉委員長 福島委員。
- ○福島委員 大体分かりました。

そうすると、万一不服審査申請があった場合には、申出があった場合にはどっちで受け付けるんですか。

- 〇高倉委員長 外岡選挙管理委員会事務局長。
- **〇外岡選挙管理委員会事務局長** 今回の選挙長に関しましては、水戸市の選挙管理委員会の委員長が選挙長となっております。選挙長に対しまして、異議申し立てをするという形になってまいります。
- 〇高倉委員長 福島委員。
- **○福島委員** そうすると、城里町であった問題点も水戸市の選挙長が全て、水戸市の選挙管理委員会が責任を持つと、そういうことでいいんですね。
- 〇高倉委員長 外岡選挙管理委員会事務局長。
- **〇外岡選挙管理委員会事務局長** 今回の選挙区に関しましては、水戸市と城里町の選挙区エリアを含めてとなっております。そして、水戸市の選挙管理委員会の委員長が選挙長として、茨城県の選挙管理委員会で決定されておりますので、選挙長がこの選挙のほうを取り仕切るという形になってまいります。
- ○高倉委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 ないようですので、この件について終わります。

以上で,報告事項を終わります。

それでは,以上をもちまして,本日の総務環境委員会を散会いたします。 御苦労さまでした。

午前10時26分 散会